

習志野市クリーンセンター 芝園清掃工場

令和8年度 ごみ処理施設の維持管理に関する記録
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて公開するものです。

1 処分した廃棄物の種類と数量 数量:(t)

種類	一般廃棄物(可燃ごみ)				飛灰
月	1号炉	2号炉	3号炉	処理量合計	搬出量合計
4月	定期整備実施	2,042.41	2,044.29	4,086.70	86.67
5月	1,280.23	759.53	2,155.78	4,195.54	105.19
6月	2,073.54	定期整備実施	2,063.14	4,136.68	103.62
7月	2,150.85	1,931.77	124.85	4,207.47	96.45
8月	2.88	2,085.46	2,115.30	4,203.64	116.98
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計	5,507.50	6,819.17	8,503.36	20,830.03	508.91

※溶融炉処理能力 1炉:73t/日
※搬出した飛灰は、最終処分場へ運搬され、埋立て処分されます。また一部、再資源化されます。

2 冷却設備(ボイラー)及び排ガス処理設備(バグフィルター)にたい積したばいじんの除去

- ・冷却設備(ボイラー)にたい積したばいじんは、「スートブロー」と「ダスト排出装置」にて除去。
⇒ 溶融炉へ再投入します。
- ・排ガス処理設備(バグフィルター)にたい積したばいじんは、「ダスト払落し装置」と「ダスト排出装置」にて除去。
⇒ 薬剤処理を行い、最終処分場へ搬出します。

3 燃焼室ガス温度、集じん器入口ガス温度及び一酸化炭素濃度の連続測定記録

1号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (°C)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (°C)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	1号炉 煙突中間部	
管理値	850～950°C	200°C以下	30ppm以下	
4月	—	—	—	定期整備実施
5月	896.0	162	1.2	12日～31日
6月	893.8	161	0.8	1日～30日
7月	899.8	163	1.1	1日～31日
8月	920.0	173	1.1	1日
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

2号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (°C)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (°C)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	2号炉 煙突中間部	
管理値	850～950°C	200°C以下	30ppm以下	
4月	870.6	160	2.9	1日～30日
5月	881.6	161	2.3	1日～13日
6月	—	—	—	定期整備実施
7月	902.6	165	0.8	2日～31日
8月	898.1	167	1.0	1日～31日
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

3号炉

項目	燃焼室中の 燃焼ガス温度 (°C)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (°C)	煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	測定期間
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	3号炉 煙突中間部	
管理値	850～950°C	200°C以下	30ppm以下	
4月	900.4	160	2.3	1日～30日
5月	908.6	161	2.5	1日～31日
6月	891.5	161	2.1	1日～30日
7月	898.5	160	2.2	1日～2日
8月	893.9	162	1.7	1日～31日
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

4 排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙測定結果

1号炉

採取位置: 1号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
5月21日	6月18日	< 0.001	13	6	33	—
6月29日	7月21日	< 0.001	27	< 1	1	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1

2号炉

採取位置: 2号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
4月20日	5月18日	< 0.001	37	< 1	2	—
7月23日	8月28日	< 0.001	55	< 1	2	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1

3号炉

採取位置: 3号炉 煙突中間部		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	ダイオキシン
採取した月日	報告を取得した月日	(g/m3N)	(ppm)	(ppm)	(mg/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
5月21日	6月18日	< 0.001	36	3	6	—
	法令等基準値	0.04	80	80	350	1